

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託 仕様書

指標

1 業務名

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の風化防止に向けた情報発信業務委託

2 委託業務の目的

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨（以下、「地震・豪雨」という。）の発生から時間が経過し、マスコミによる報道等が減少していく中で、人々の能登への関心が薄れ、全国からの支援が先細りしていくことが懸念される。本事業は、このような背景をふまえ、能登への関心が薄れつつある層に、「動画」や「デジタル広告」等を用いて関心を喚起するとともに、「復興応援特設サイト」を用いて関心を高め、それぞれにあった復興応援事業へと繋ぐことで、風化防止を図り、継続的な支援に繋げることを目的とする。

3 委託予定金額

33,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内。

4 業務内容

委託する業務の内容は、(1)～(3)とする。

(1) 広報戦略の策定・実施

次に掲げる事項を盛り込んだ広報戦略を策定し、戦略に基づき実施すること。

①現状認識、ターゲット層、取り組みの全体像

- (ア) 地震・豪雨の風化に対する現状を分析し、ターゲット層を設定すること。
- (イ) ターゲット層は能登への関心が薄れつつある県外在住者とし、効果的な年齢層、地域、属性等を設定すること。
- (ウ) 設定したターゲット層に対し、②、③、④をどのように用いて、目的を達成するのか、取り組みの全体像を示すこと。
- (エ) 首都圏や関西圏で展開する復興応援事業との相乗効果を図ること。

②風化防止に向けた動画の制作

- (ア) ①で設定したターゲット層を中心とした幅広い層に能登への関心を喚起するよう、「支援への感謝」、「復興への決意」、「能登の姿」のいずれかを含み、感情に訴えかけ、深い共感を生む内容とすること。
- (イ) 能登でのロケを原則とし、地震・豪雨後の能登に生きる人々を取り上げ、出演させること。
- (ウ) 込めたメッセージを端的に伝える、キャッチコピーを表示すること。
- (エ) 動画は4本以上制作し、⑤で設定する主要キャンペーン期間ごと、2本以上ずつ公開すること。
- (オ) 動画本編の1本あたりの再生時間は3分以内とし、アスペクト比は16:9、画質は4K以上、YouTubeでの再生が可能なファイル形式とすること。

- (カ) デジタル広告やデジタルサイネージで使用するため、動画本編を元に、再生時間15秒のショートバージョンの動画も制作し、アスペクト比やファイル形式は用途に合わせることを。
- (キ) 本編動画とは別に、題材を深掘りする長尺動画を制作することは妨げない。
- (ク) 事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等を石川県と協議のうえ決定してから制作すること。
- (ケ) 動画のうち、2本以上は、大阪・関西万博の会場で8月27日から開催される石川県のイベントで上映できるようにすること。なお、イベントのテーマは「祭り」と「食文化」であるが、動画のテーマはこれに限るものではない。

③能登への関心を高め、復興応援事業等につなぐ「復興応援特設サイト」の構築

- (ア) ②で制作する動画などを掲載し、訪問者に能登へ関心を高め、それぞれにあった復興応援事業へと繋ぐ「復興応援特設サイト」（以下、「サイト」）を構築し、運営すること。
- (イ) サイトからは、県が指定する復興応援事業等のホームページにアクセスできるリンクを掲載すること。
参考：別添1「サイトからのリンク先」
- (ウ) 訪問者のサイト内での回遊や、復興応援事業への参加を促すよう、デザインや掲載内容を工夫すること。
- (エ) ユーザビリティやアクセシビリティを重視したユニバーサルデザインに対応すること。
※「石川県ウェブアクセシビリティ方針」の主旨を十分に汲みとること。
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/about_site/accessibility/jisxplan.html
- (オ) 別添2「石川県情報調達共通特記仕様書（令和7年度1月版）」に準拠すること。
- (カ) 令和8年度以降、仮にサイトの運営者が変更となっても、変更後の運営者が引き続きサイトの更新などの対応ができる方法で構築すること。

④認知拡大に向けたプロモーション

- (ア) ①で設定したターゲット層に、②や③の認知を広げるためのプロモーションを行うこと。
- (イ) プロモーションの手段には、デジタル広告の実施およびポスター作成を含むこと。
- (ウ) プロモーションに使用するクリエイティブは、動画の取材機会を生かすなどして、媒体ごとに最適なものを制作すること。
- (エ) デジタル広告について以下により実施すること。
 - ・クリエイティブやターゲット層、配信時間帯などを複数パターン同時に配信し、運用状況を比較して、随時、効果が高い広告の比率を増やすなどの改善を行うこと。
 - ・委託予定金額のうち20,000千円は、広告媒体費に充てる計画とすること。
- (オ) SNSで発信する場合は、既存の石川県公式アカウントを利用することとし、新規アカウント作成は行わないこと。
- (カ) 能登の復興を応援する物産展や展示などの会場で掲出できるよう、以下のとおりポスターを作成すること。

- ・サイズ：A1
 - ・枚数：100枚
 - ・特設サイトにアクセスできるQRコードを含めること。
- (キ) 上記のほか、提案者のネットワークを生かした、協力・協賛企業とのコラボレーション（例：無償または通常より低廉な価格での広告掲載、テレビCMの放送、デジタルサイネージへの掲出、商品への応援ロゴマーク掲載、多くの人が集まるイベントでのPR機会の確保など）を企画し、実施すること。

⑤業務スケジュール

- (ア) 委託業務期間全体を通じた業務スケジュールを示すこと。
- (イ) 地震・豪雨からの節目となる時期を前に関連報道等が増え、全国的に能登への関心が高まると想定されることをふまえ、以下の時期を主要キャンペーン期間に据えること。
- (i) 奥能登豪雨1年（8月下旬～9月下旬頃）
 - (ii) 能登半島地震2年（12月中旬～1月上旬頃）
- (ウ) 業務委託の終期は令和8年3月末とする。

⑥実施体制

- ・本業務を円滑かつ効果的に実施できる体制を整えること。

(2) 効果測定・検証

- (ア) 「いかに認知を広げたか」という観点でKPIを設定すること。
- (イ) (ア)に加えて、復興応援事業への誘導数など独自に指標を設定することも可能とする。
- (ウ) それぞれの効果測定に用いるデータの種類や分析方法を提案すること。
- (エ) 事業実施中も、適宜KPIを把握し、事業にフィードバックすること。
- (オ) 効果測定の結果について検証を行い、報告書としてとりまとめ、石川県に報告すること。

(3) 改善の提案

- ・(2)(オ)の報告とあわせて、令和8年度以降の事業に向け、令和7年度の実施結果をふまえた改善点を提案すること。

4 業務の進め方

- (1) 受託者は、県の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、県との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を県に逐次報告するほか、必要に応じて県と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

- (5) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県の指示を受けて処理すること。

5 成果物の納品

業務完了後、以下の内容を含んだ報告書および電子データ等の成果物を提出すること。

(1) 納品物

- ① 制作したコンテンツ（動画、バナー広告、ポスター等）のデータ
- ② 効果検証分析報告書（レポート）
- ③ 業務完了報告書 1部
※業務全体の概要、実績、効果をふまえ、次年度以降の広報戦略について提案すること

(2) 納品先

石川県知事室戦略広報課広報グループ
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(3) 納期

- (1)①、②完成の翌日まで
- (1)③ 令和8年3月31日

6 その他

- (1) 業務目的の達成に向けて、本県が2024年2月から実施してきた「応援消費お願いプロジェクト」における共通ロゴマークを使用するなど、これまでの本県の取り組みを効果的に活用すること。
(参考) 石川県ホームページ「応援消費お願いプロジェクト」
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-ouen.html>
- (2) 実現可能な提案を行うこと。実施にあたって、不確定要素や、県・関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。
- (3) 作成する動画や、バナー広告、ポスター等のデータは、事業終了後に石川県が再編集等を行い、二次利用が可能なものにする。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、すべて県に帰属するものとする。ただし、受託者と県の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を県に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。
- (5) 受託者は、県に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 動画等の撮影にかかる関係者との交渉や打ち合わせ、撮影許可手続等一切の業務は受託者の責任において行うこと。
- (8) 「個人情報の取扱いに係る特記事項」を参考に、個人情報ははじめとするセキュリティ対策に万全を期したものとする。
- (9) 業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、または、本仕様書に定めのない事項に

関しては、速やかに県まで連絡し、その指示を受けること。

- (10) 受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。